

国の追加物価高騰対策への対応について

1 趣旨

令和 5 年 3 月 2 2 日に開催された「第 8 回物価・賃金・生活総合対策本部」において、物価高騰に対する追加策が決定され、地域の実情に合わせた支援を迅速に実施するために予備費の支出が同月 2 8 日に閣議決定されました。これを受けて、本市としては以下の二つの事業を早急に実施します。

2 価格高騰重点支援給付金の支給（健康福祉局健康福祉企画課）

(1) 給付対象世帯

次のいずれかに該当する世帯

住民税非課税世帯 (約 1 4 万 7, 0 0 0 世帯)	令和 4 年度住民税均等割非課税世帯又は令和 5 年度住民税均等割非課税世帯
家計急変世帯 (約 2, 0 0 0 世帯)	家計が急変するなど、収入が住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

(2) 給付額

1 世帯当たり 3 万円

(3) 給付時期

- ① 令和 4 年度住民税均等割非課税世帯のうち、これまでの給付金で口座情報が確認できている世帯等

5 月下旬から支給を開始（申請不要）

- ② その他の世帯

申請に基づき可能な限り早期に支給

(4) 事業費

4 9 億 9 7 9 万円（国庫補助率 1 0 / 1 0）

（ 給付費 4 4 億 7, 0 0 0 万円
事務費 4 億 3, 9 7 9 万円 ）

(5) 今後の予定

4 月下旬 支給通知の作成事務等に着手

5 月下旬 給付金の支給（上記(3)①に該当する世帯）

6 月以降 給付金の支給（上記(3)②に該当する世帯）

3 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給 (こども未来局こども・家庭支援課)

(1) 給付対象者

次のいずれかに該当する者

ひとり親世帯 (児童約1万2,000人)	ア 令和5年3月分児童扶養手当受給者 イ 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当を受給していない者 ウ 家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同様の事情にあると認められる者
ひとり親世帯以外 (児童約1万4,000人)	エ 令和4年度に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)を受給した者 オ 家計が急変するなど、収入が住民税均等割非課税者と同様の事情にあると認められる者

(2) 給付額

児童1人当たり5万円

(3) 給付時期

① 上記ア、エに該当する者

5月末までに支給(申請不要)

② 上記イ、ウ、オに該当する者

申請に基づき可能な限り早期に支給

(4) 事業費

14億6,270万円(国庫補助率10/10)

{	給付金	13億円
	事務費	1億6,270万円

(5) 今後の予定

4月下旬 支給通知の作成事務等に着手

5月下旬 給付金の支給(上記ア及びエに該当する者)

6月以降 給付金の支給(上記イ、ウ、オに該当する者)